

受領証 (NO 201713046)

氏名 ミルウォーキー日本人会 殿

金額 ￥765,880 -

上記金額を公益財団法人みちのく未来基金の奨学金事業指定
寄附金として受領致しました

平成 29 年 10 月 31 日

宮城県仙台市青葉区五橋2丁目4番1号

公益財団法人 みちのく未来基金

代表理事 長沼 孝義



※ この寄附金を寄附金税額控除の控除対象寄附金として条例で指定している地方公共団体に寄附金を支払った年の翌年の1月1日現在お住まいの市町村へ（所得税の寄附金控除の適用を受けるために確定申告を提出する方は税務署へ）申告する事により、住民税の寄附金控除の適用を受けられます。なお本基金への寄附金は震災特例法第8条第1項に規定する震災関連寄附金には該当致しません。また本基金は公益社団法人および公益財団法人等の認定に関する法律に基づき公益財団法人として認定（府益担第7292号 平成23年12月1日）及び租税特別措置法に基づく税額控除に係る証明（府益担第6329号 平成25年9月30日）を受けた団体です。

注①

所得税の寄附金控除及び住民税の寄附金税額控除の双方の適用を受けようとする場合は、所得税の確定申告の提出が必要です。確定申告書に本証明書を添付し、所轄の税務署へ確定申告書を提出してください。

注②

所得税の確定申告書を提出しない給与所得者又は年金所得者で、住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、「寄附金税額控除申告書」に必要事項を記入の上、寄附金を支払った年の翌年の1月1日現在お住まいの市町村へ申告してください。

- ※ 受領書の紛失等における再発行は原則致しません。申告まで大切に保管ください。
- ※ クレジットカードによる寄附の場合、カード決済会社あるいはカード会社からの入金当基金の口座金融機関で確認された日が寄附を受領した日となるため、送金手続きをされたクレジットカード決済日と最大2ヶ月程度ずれる場合がありますので、ご了承ください。